

金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年8月13日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高 誠
金沢市監査委員 源野 和清

1 財務事務等監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
(2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
(3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月31日(平成22年監査公表第6号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
収入に関する事務(1)延滞金徴収事務 下水道事業受益者負担金並びに公法上の債権として取り扱っているガス料金、水道料金及び下水道使用料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも徴収体制を強化する必要がある。	下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。 水道料金については、供給停止措置等により負担の公平性が確保され、納付促進についても一定の効果が得られていることから、遅延損害金は徴収しない。 なお、下水道受益者負担金にかかる延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等のほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書等で延滞金徴収事務を依頼し徴収強化に取り組んでいる。 ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
(2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
(3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日(平成24年監査公表第3号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>収入に関する事務(1)延滞金徴収事務 下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。</p>	<p>下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。</p> <p>なお、下水道受益者負担金にかかる延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等のほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書等で延滞金徴収事務を依頼し徴収強化に取り組んでいる。</p> <p>ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日(平成28年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>収入に関する事務(1)延滞金徴収事務 下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。</p>	<p>下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。</p> <p>なお、下水道受益者負担金にかかる延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等のほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書等で延滞金徴収事務を依頼し徴収強化に取り組んでいる。</p> <p>ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課

(3) 監査結果の公表年月日 平成 30 年 3 月 12 日 (平成 30 年監査公表第 2 号)

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>収入に関する事務(1)延滞金徴収事務 下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。</p>	<p>下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。</p> <p>なお、ガス事業については、令和 4 年 4 月 1 日に民間譲渡した。</p>